

# 審 査 基 準

平成 27 年 5 月 15 日作成

法 令 名：地方自治法
根 拠 条 項：第 238 条の 4 第 7 項
処 分 の 概 要：行政財産の使用許可
原権者（委任先）：島根県警察本部警務部会計課長又は警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてのみ、その使用を許可し得るものであり、次の場合において許可することがある。 ① 国、他の地方公共団体その他公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため特に必要と認められる場合 ② 県の職員、学生又は生徒、病院における入院患者等のため食堂、売店、理髪所、公衆電話機、自動販売機、郵便差出箱等を設置させる場合 ③ 電気、ガス又は水道事業その他の公共事業の用に供するため特に必要と認められる場合 ④ 公の学術研究、公の施策の普及宣伝その他の公共目的のため使用させる場合 ⑤ 社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用させる場合 ⑥ 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設として短期間使用させる場合 ⑦ 県の職員の通勤の用に供する自動車を駐車させるため使用させる場合 ⑧ その他知事が特に必要と認める場合
標 準 処 理 期 間：使用許可は例外措置であり、類型化を図るのは困難であるため、設定しない。
申 請 先：島根県警察本部警務部会計課管財第一係、警察署会計課（係）
問 い 合 わ せ 先：島根県警察本部警務部会計課管財第一係
備 考：